

令和7年 第4回 飯塚市議会定例会 議案

| 議案番号  | 件 名                                                    | 摘要 | ページ |
|-------|--------------------------------------------------------|----|-----|
| 8 8   | 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)                                 |    |     |
| 8 9   | 飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 |    | 5   |
| 9 0   | 飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例                               |    | 1 2 |
| 9 1   | 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例                 |    | 1 5 |
| 9 2   | 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例                 |    | 1 8 |
| 9 3   | 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例                           |    | 2 0 |
| 9 4   | 契約の締結(西秋松排水機場除塵機更新工事)                                  |    | 3 1 |
| 9 5   | 財産の取得(生徒用学習端末機器)                                       |    | 4 0 |
| 9 6   | 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)                            |    | 4 1 |
| 9 7   | 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)                            |    | 4 3 |
| 9 8   | 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)                               |    | 4 5 |
| 9 9   | 指定管理者の指定(飯塚市幸袋交流センター)                                  |    | 4 8 |
| 1 0 0 | 指定管理者の指定(飯塚市二瀬交流センター)                                  |    | 5 2 |
| 1 0 1 | 指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)                               |    | 5 6 |
| 1 0 2 | 市道路線の廃止                                                |    | 6 0 |
| 1 0 3 | 市道路線の認定                                                |    | 6 2 |

| 議案番号       | 件名                              | 摘要 | ページ |
|------------|---------------------------------|----|-----|
| 104        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること         |    |     |
| 105        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること         |    |     |
| 106        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること         |    |     |
| 107        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること         |    |     |
| 108        | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること         |    |     |
| 認定<br>第1号  | 令和6年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定          |    | 66  |
| 認定<br>第2号  | 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定    |    | 67  |
| 認定<br>第3号  | 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定      |    | 68  |
| 認定<br>第4号  | 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定   |    | 69  |
| 認定<br>第5号  | 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定 |    | 70  |
| 認定<br>第6号  | 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定  |    | 71  |
| 認定<br>第7号  | 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定  |    | 72  |
| 認定<br>第8号  | 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定     |    | 73  |
| 認定<br>第9号  | 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定  |    | 74  |
| 認定<br>第10号 | 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定    |    | 75  |
| 認定<br>第11号 | 令和6年度 飯塚市水道事業会計決算の認定            |    | 76  |

[illegible]





飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与  
の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び  
基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)  
の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の育児休業等に関する条例及び飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の育児休業等に関する条例(平成18年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項<u>から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して任命権者が市長の承認を得て別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項<u>及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して任命権者が市長の承認を得て別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)</u>)を</p> |

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超え

除く。)

(部分休業の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない

ない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時

範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条(会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第10条)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条(会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第7条の2各号)に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して支給する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条(会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第10条)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条(会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第7条第4項)に規定する勤務1時間当たりの給与を減額して支給する。

|                                                                         |                                    |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| (部分休業の承認の取消事由)                                                          | (部分休業の承認の取消事由)                     |
| 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> | 第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u> |

(飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第46号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定に基づき、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> | <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定に基づき、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例の第1条の規定による改正後の飯塚市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市二瀬出張所、飯塚市幸袋出張所、飯塚市鎮西出張所及び飯塚市鯉田出張所を廃止するため、本案を提出するものである。



飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

飯塚市支所及び出張所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                            |               |              | 改正前                                                                                                                                                                                                |               |                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------|
| <p>飯塚市支所設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> |               |              | <p>飯塚市支所<u>及び出張所</u>設置条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所<u>及び出張所</u>を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 支所<u>及び出張所</u>の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> |               |                     |
| 名称                                                                                                                                                             | 位置            | 所管区域         | 名称                                                                                                                                                                                                 | 位置            | 所管区域                |
| (略)                                                                                                                                                            | (略)           | (略)          | (略)                                                                                                                                                                                                | (略)           | (略)                 |
| 飯塚市颯田支所                                                                                                                                                        | 飯塚市鹿毛馬2333番地4 | 勢田、鹿毛馬、佐與、口原 | 飯塚市颯田支所                                                                                                                                                                                            | 飯塚市鹿毛馬2333番地4 | 勢田、鹿毛馬、佐與、口原        |
|                                                                                                                                                                |               |              | 飯塚市二瀬出張所                                                                                                                                                                                           | 飯塚市横田809番地    | 横田、相田、伊岐須、伊川、川津     |
|                                                                                                                                                                |               |              | 飯塚市幸袋出張所                                                                                                                                                                                           | 飯塚市目尾1020番地1  | 庄司、吉北、目尾、柳橋、津島、中、幸袋 |
|                                                                                                                                                                |               |              | 飯塚市鎮西出張所                                                                                                                                                                                           | 飯塚市大日寺141番地   | 潤野、明星寺、花瀬、大日寺、      |

|  |  |  |          |              |             |
|--|--|--|----------|--------------|-------------|
|  |  |  | 所        |              | 八木山、蓮台寺、建花寺 |
|  |  |  | 飯塚市鯰田出張所 | 飯塚市鯰田1358番地1 | 鯰田          |
|  |  |  | 所        |              |             |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部  
を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(<u>法第18条の18第3項に規定する保育士登録</u>を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p> | <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(<u>法第18条の18第1項の登録</u>を受けた者をいい、第31条第3項若しくは第46条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第31条第2項又は第46条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。</p> |

(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

| 改正後             | 改正前             |
|-----------------|-----------------|
| <p>(虐待等の禁止)</p> | <p>(虐待等の禁止)</p> |

|                                                                                           |                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|

(飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> | <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |

#### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部  
を改正する条例

飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、関係規定を整備する  
ため、本案を提出するものである。

飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例(平成26年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(罰則)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> | <p>(罰則)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者に対して、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出するものである。

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第21条)
- 第2章 乳児等通園支援事業
  - 第1節 通則(第22条)
  - 第2節 一般型乳児等通園支援事業(第23条―第26条)
  - 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第27条・第28条)
- 第3章 雑則(第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)



第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、飯塚市こども審議会条例(令和7年飯塚市条例第12号)第1条の飯塚市こども審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利

用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わな

なければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(暴力団関係者の排除)

第21条 乳児等通園支援事業者は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「県条例」という。)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、県条例第23条第1項の規定により、県条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
- (4) 県条例第25条第1項第3号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- (5) 法人でその役員のうちに、第1号、第3号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定

員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### (設備の基準)

第23条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階   | 区分  | 施設又は設備                                                  |
|-----|-----|---------------------------------------------------------|
| 2 階 | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                        |
|     | 避難用 | 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 |

|         |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |     | 2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 階     | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                      |
|         | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                            |
| 4 階以上の階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                            |
|         | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第24条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施



設又は事業(以下「保育所等」という。 )とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用

する。この場合において、第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第26条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

契約の締結(西秋松排水機場除塵機更新工事)

西秋松排水機場除塵機更新工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 工事名 西秋松排水機場除塵機更新工事
- 2 工事場所 飯塚市 秋松 地内
- 3 契約金額 188,221,000円
- 4 受注者 福岡県飯塚市楽市312番地8  
有限会社 田中機工  
代表取締役 田中 俊次
- 5 契約の方法 指名競争入札

提案理由

工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成18年飯塚市条例第56号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

# 工 事 請 負 議 案 資 料

## 入 札 概 要

|                                 |                                                          |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 工 事 名                           | 西秋松排水機場除塵機更新工事                                           |
| 工 期                             | 本契約として認められた日から令和9年3月31日まで                                |
| 予 定 価 格 ( A )                   | 204,589,000 円 (うち消費税 18,599,000 円)<br>(185,990,000 円 税抜) |
| 最 低 制 限 価 格                     | 188,221,000 円 (うち消費税 17,111,000 円)<br>(171,110,000 円 税抜) |
| 落 札 額 ( B )                     | 188,221,000 円 (うち消費税 17,111,000 円)<br>(171,110,000 円 税抜) |
| 落 札 率 ( B / A )<br>(少数点第3位以下切捨) | 91.99 %                                                  |
| 落 札 者 名                         | 有限会社 田中機工                                                |
| 入 札 日                           | 令和7年6月17日                                                |

入札参加業者名(指名競争入札)

|               |            |             |
|---------------|------------|-------------|
| 株式会社 東生       | コースイ 株式会社  | サン・テクノ 株式会社 |
| 株式会社 中村ポンプ製作所 | 株式会社 九州上下水 | 有限会社 田中機工   |
| 株式会社 中央産業     |            |             |

\* 地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果 (7者中5者)

## 工 事 請 負 議 案 資 料

工 事 名      西秋松排水機場除塵機更新工事

工            期      本契約として認められた日から令和9年3月31日まで

工 事 概 要      西秋松排水機場除塵機更新工事に伴う機械器具設置工事一式

- ・自動除塵機設置                      ・ ・ ・    2 基
- ・水平ベルトコンベア設置            ・ ・ ・    1 台

【仕様】

- 【主要部材質】

- 【付属品】

- 34

## 水平ベルトコンベア

### 【仕様】

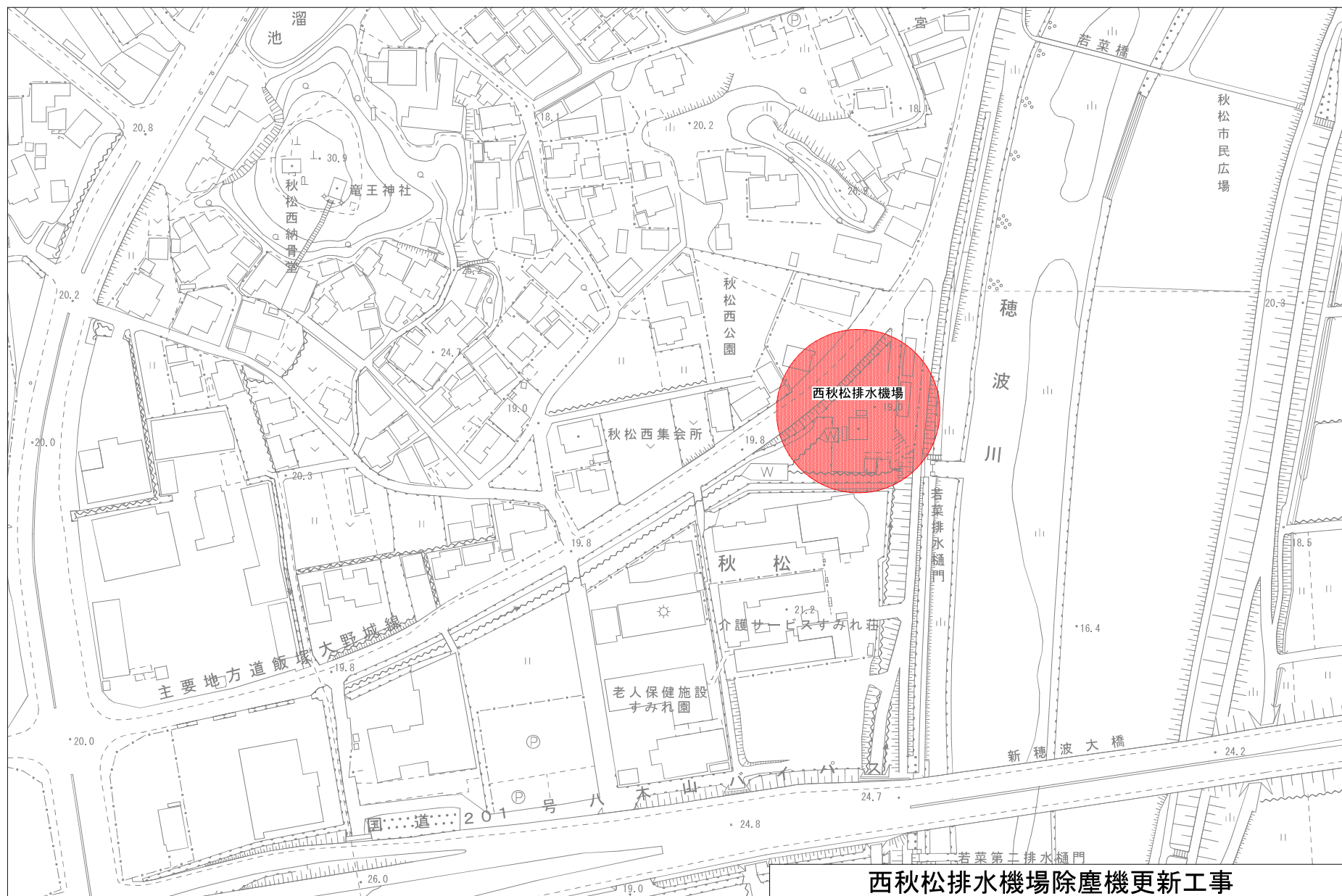
- |          |                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 1) 数量    | 1 台                                                                |
| 2) 形式    | トラフ形ベルトコンベヤ                                                        |
| 3) 寸法    | ベルト幅 600mm×機長約 8,300mm                                             |
| 4) ベルト速度 | 約 20.2m/min                                                        |
| 5) 駆動装置  | $\phi 3 \times 1.5\text{kW} \times 220\text{V} \times 60\text{Hz}$ |

### 【主要部材質】

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 1) コンベヤフレーム架台           | SS400           |
| 2) ヘッドプーリドラム            | 鋼製＋外面ゴムライニング    |
| 3) テールプーリドラム            | 鋼製              |
| 4) ゴムベルト                | 耐油性ゴム           |
| 5) キャリアおよびリターンローラ本体     | 塩ビまたはゴムライニング鋼管製 |
| 6) スクレーパー               | 先端超硬合金製チップ付     |
| 7) スナッププーリ              | SS＋ゴムライニング      |
| 8) V型ベルトクリーナ            | SUS304＋ゴム       |
| 9) テークアップ スクリューおよびスライダ部 | SUS304 製台形ネジ    |

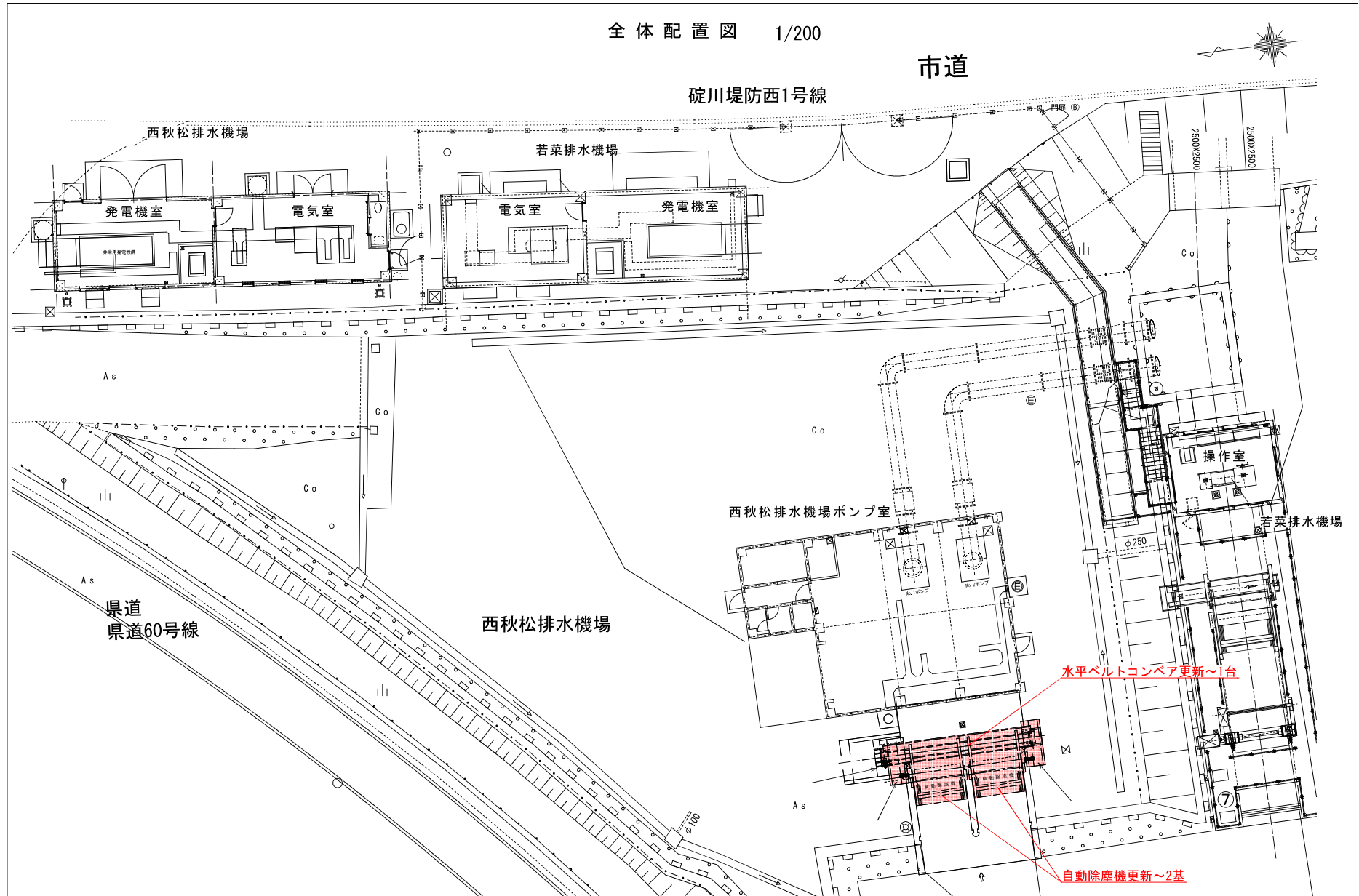
### 【付属品】

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1) ベルトクリーナ             | 1 式 |
| 2) 緊張装置                | 1 式 |
| 3) スカート、シュート           | 1 式 |
| 4) アンカーボルト             | 1 式 |
| 5) 蛇行検出リミットスイッチ付サイドローラ | 1 式 |

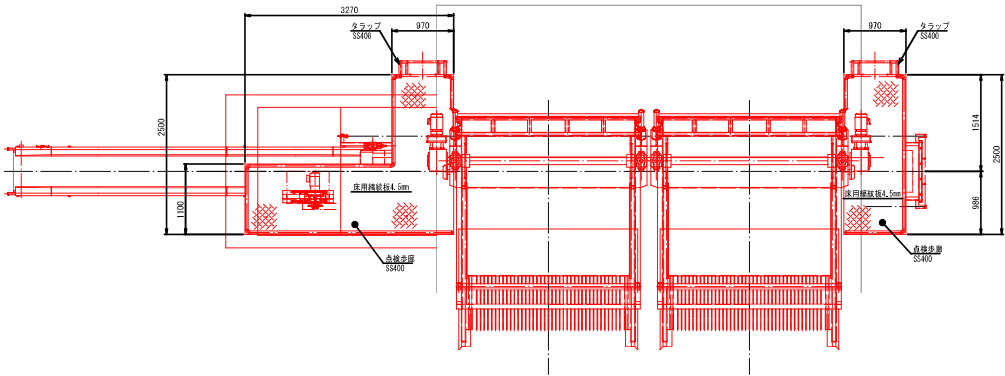




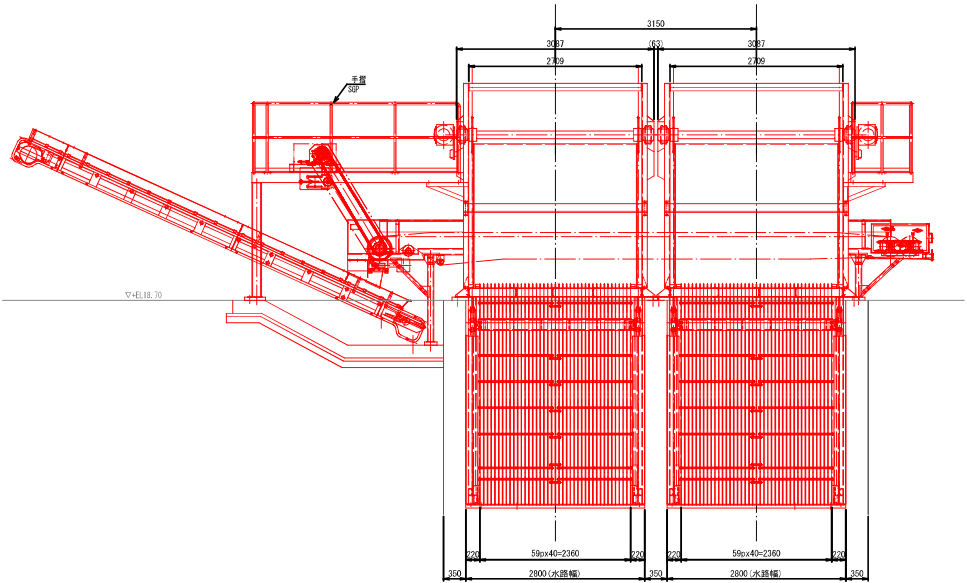
全体配置図 1/200



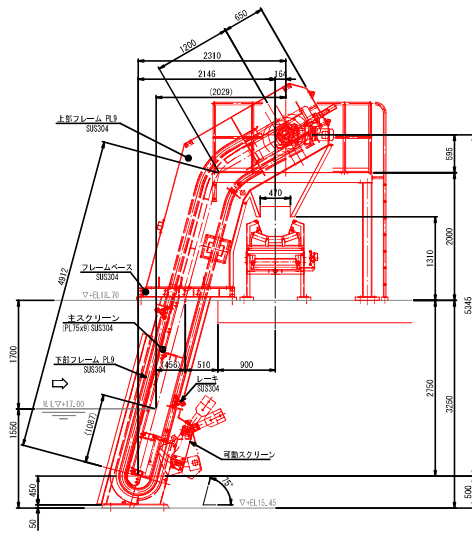
平面图 1/40



正面图 1/40



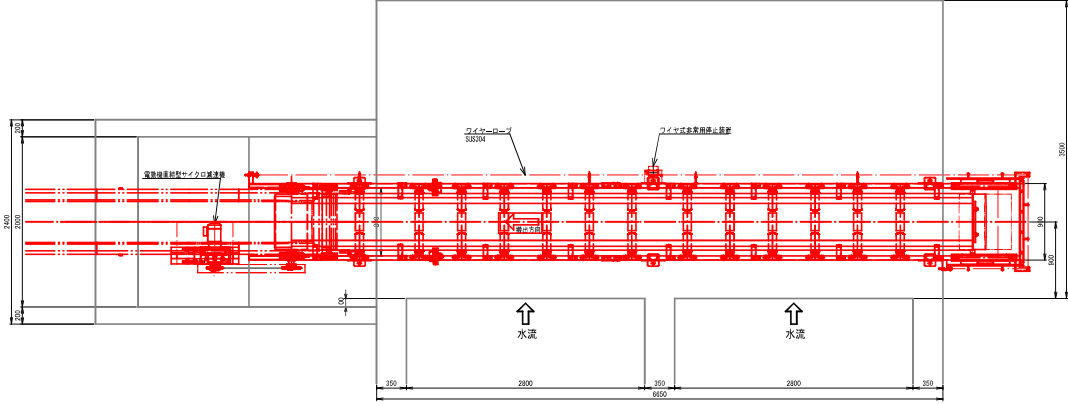
側面図 1/40



機器仕様(自動除塵機)

|         |                   |                                   |
|---------|-------------------|-----------------------------------|
| 仕様      | 形式                | ダブルチェーン式前面かき揚げ型(背面降下式)            |
|         | 池寸法               | 水路幅 2,800mm×深さ 3,250mm×2池         |
|         | スクリーン             | 目幅50mm×取付角度75°                    |
|         | 速度                | 約5.1m/min                         |
|         | 駆動装置              | φ4×1.5kW×220V×60Hz                |
| 主要部材質   | 数量                | 2基                                |
|         | チェーン(動力伝導用)       | ローラチェーン(特殊鋼)                      |
|         | チェーン(かき揚げ用)       | ブシュドロラチェーン(ステンレス製)<br>またはブシュドチェーン |
|         | スプロケットホイール(動力伝導用) | 機械構造用炭素鋼 (S35C以上)                 |
|         | スプロケットホイール(かき揚げ用) | ダクタイル鋳鉄、鋳鋼 (FC600、SC450以上)        |
|         | 軸                 | ステンレス鋳鋼 (SC52以上)                  |
|         | レーキ               | 機械構造用炭素鋼 (S35C以上又はSUS403)         |
|         | スクリーン             | 形鋼および鋼板他 (SUS304)                 |
| その他接水要部 | その他接水要部           | 形鋼 (SUS304)                       |
|         | フレーム              | ピン、ボルト、スベアー、通しボルト等 (SUS304)       |
|         |                   | SUS304                            |

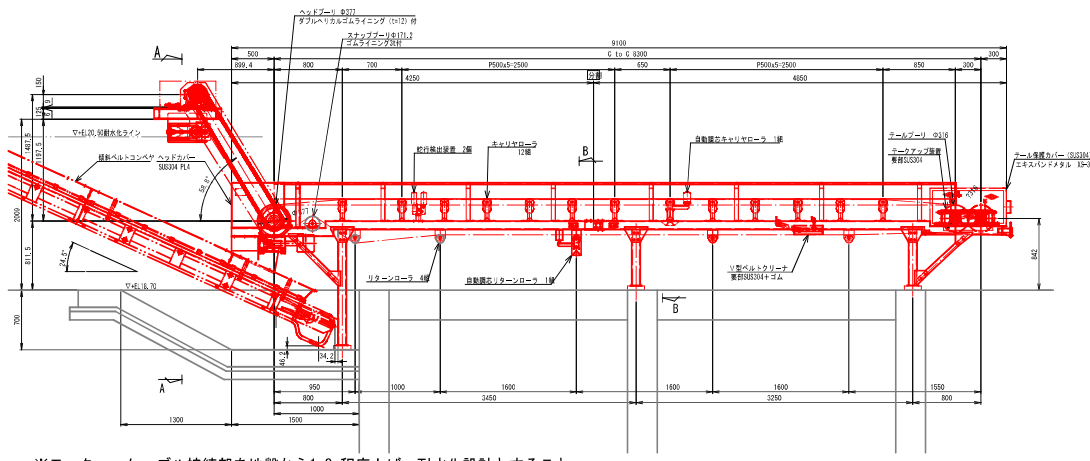
平面図 1/30



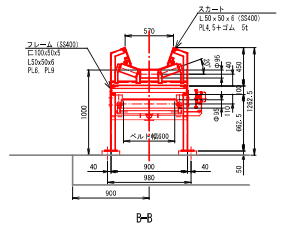
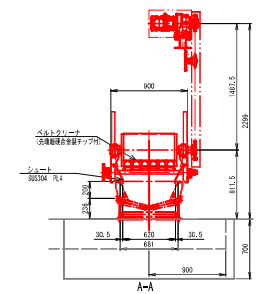
機器仕様(水平ベルトコンベヤ)

|       |                     |                      |
|-------|---------------------|----------------------|
| 仕様    | 形式                  | トラフ形ベルトコンベヤ          |
|       | 寸法                  | ベルト幅600mm×機長約8,300mm |
|       | ベルト速度               | 約20,2m/min           |
|       | 駆動装置                | φ3×1,5kW×220V×60Hz   |
| 主要部材質 | 数量                  | 1台                   |
|       | コンベヤフレーム架台          | SS400                |
|       | ヘッドプーリドラム           | 鋼製+外面ゴムライニング         |
|       | テールプーリドラム           | 鋼製                   |
|       | ゴムベルト               | 耐油性ゴム                |
|       | キャリアおよびリターンローラ本体    | 塩ビまたはゴムライニング鋼管製      |
|       | スクレーパー              | 先端超硬合金製チップ付          |
|       | スナップブリー             | SS+ゴムライニング           |
|       | V型ベルトクリーナ           | SUS304+ゴム            |
|       | ケーシング スクリューおよびスライダ部 | SUS304製台形ネジ          |

側面図 1/30



断面図 1/30



※モーター、ケーブル接続部を地盤から1.8m程度上げ、耐水化設計とすること。

財産の取得(生徒用学習端末機器)

市立中学校における学習端末機器として、次の財産を取得するものとする。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 取得する財産 生徒用学習端末機器 3,723台
- 2 取得価格 181,831,320円
- 3 契約の相手方 飯塚市伊岐須471番地5  
株式会社 トータルオフィス 筑豊営業所  
所長 鈴川 充行
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

生徒用学習端末機器を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

交通事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 1,143,000円

1 事故発生の日時、場所

令和6年12月19日(木)午前9時23分頃

飯塚市中地内

2 相手方

[REDACTED]

3 事故の概要

環境対策課職員がくみ取り作業の現場に向かう途中、交差点において左折するため左方向の確認を行いながら左側へ車線変更をしようとしていたところ、前方相手方車両が停止していることに気付くのが遅れ、相手方車両に接触し、双方の車両を損傷させたもの。

4 損害の状況

|      |     |                       |
|------|-----|-----------------------|
| 物的損害 | 相手方 | 左後方部バンパー及び捕獲動物運搬檻等の損傷 |
|      | 市側  | 右前方部バンパー、ウインカー等の損傷    |

5 示談の内容

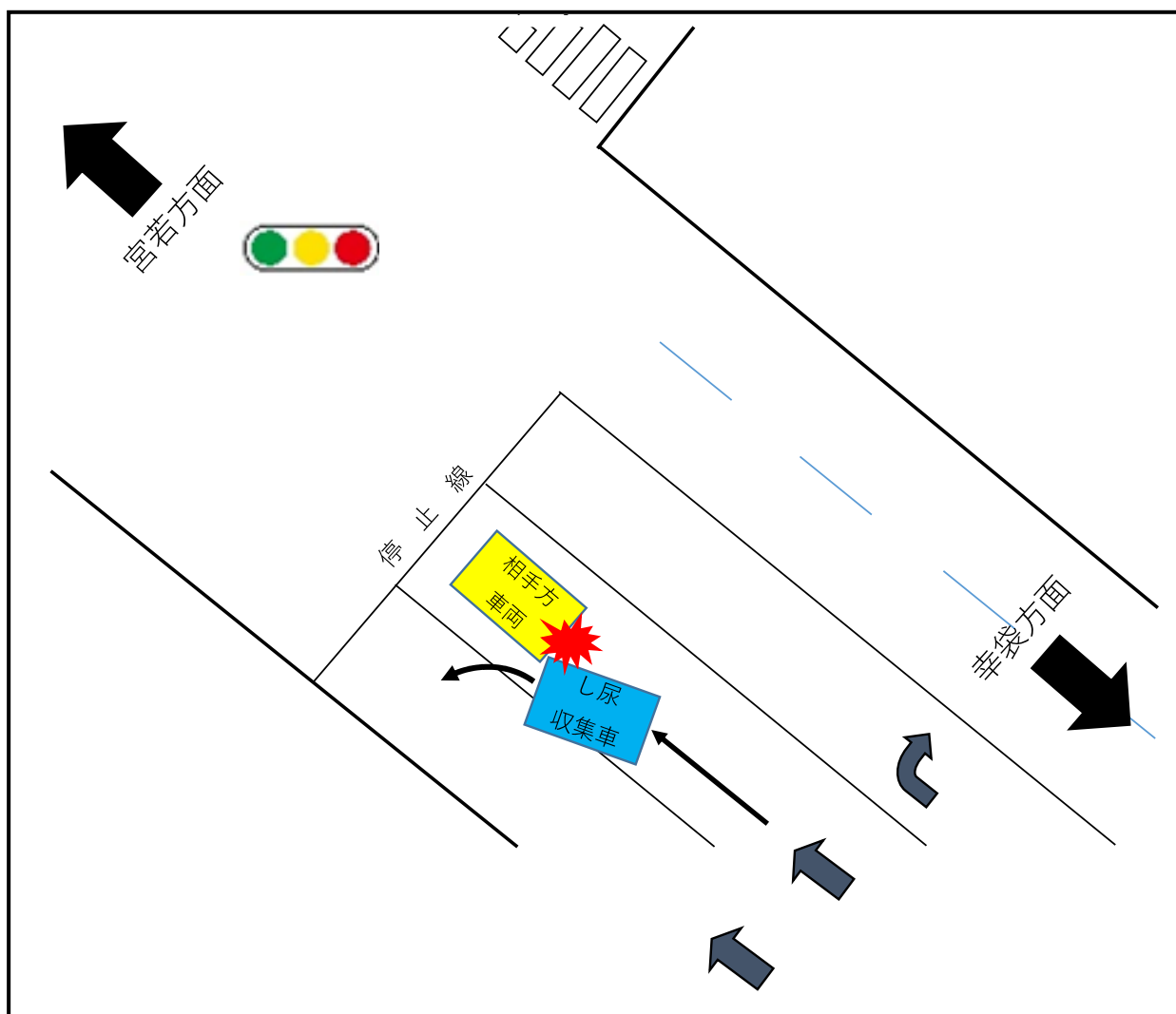
- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方の損害賠償額として1,143,000円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判

外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

## 6 損害額及び賠償負担額(区分)

| 区 分 |               | 損 害 額       | 負 担 区 分        |                |
|-----|---------------|-------------|----------------|----------------|
|     |               |             | 市<br>過失割合 100% | 相手方<br>過失割合 0% |
| 相手方 | 車両修繕料<br>代車費用 | 1,143,000 円 | 1,143,000 円    | 0 円            |
| 市   | 車両修繕料         | 535,000 円   | 535,000 円      | 0 円            |

## 7 事故現場見取図



## 提案理由

交通事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

交通事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 844,803円

1 事故発生の日時、場所

令和6年12月19日(木)午前9時23分頃

飯塚市中地内

2 相手方



3 事故の概要

環境対策課職員がくみ取り作業の現場に向かう途中、交差点において左折するため左方向の確認を行いながら左側へ車線変更をしようとしていたところ、前方相手方車両が停止していることに気付くのが遅れ、相手方車両に接触し、相手方を負傷させたもの。

4 損害の状況

|      |     |                 |
|------|-----|-----------------|
| 人身傷害 | 相手方 | 頸椎捻挫、腰椎捻挫、両肩打撲傷 |
|      | 市側  | なし              |

5 示談の内容

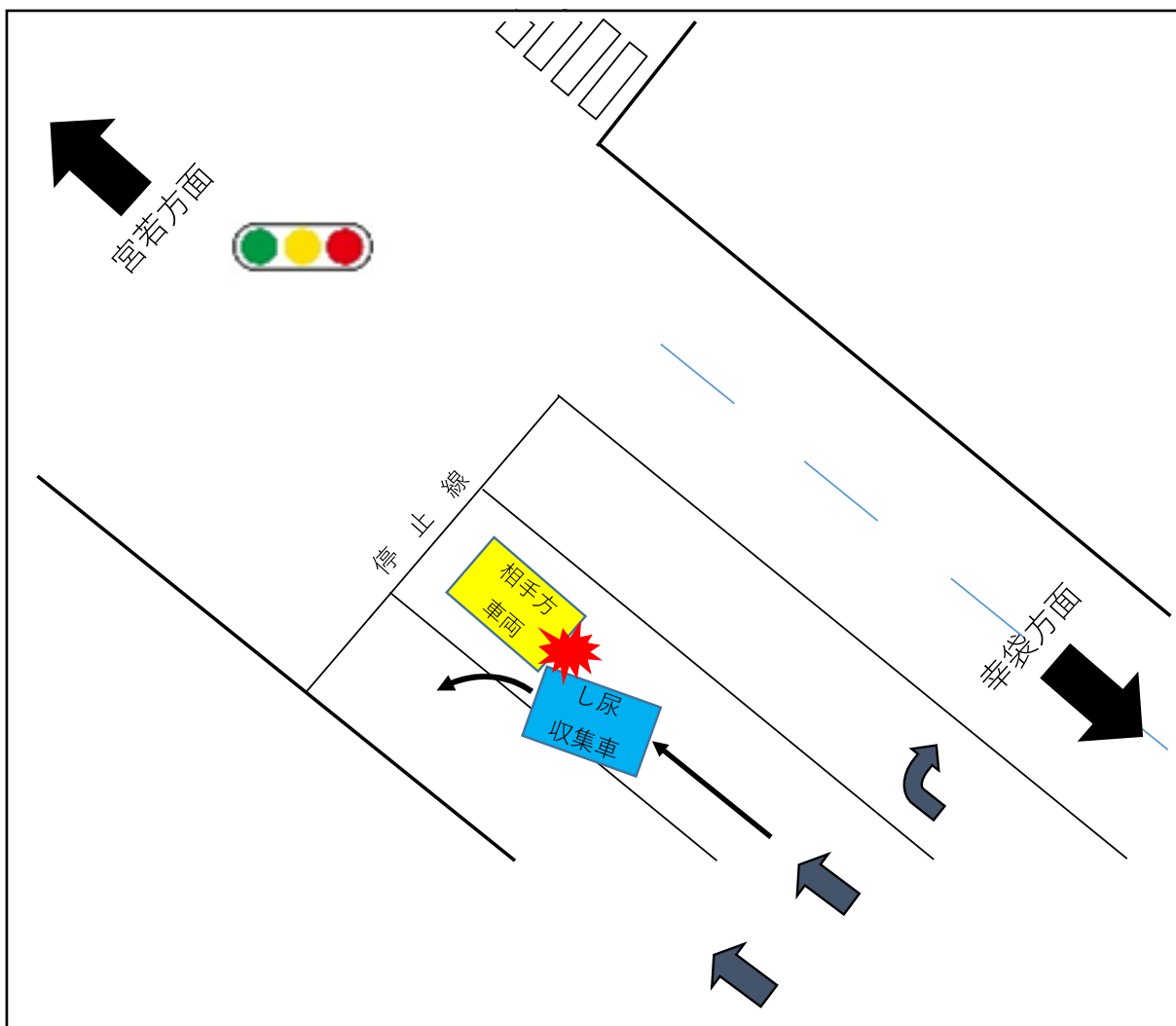
- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方の損害賠償額として844,803円のうち、治療費401,413円を医療機関に支払い、慰謝料等443,390円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

#### 6 損害額及び賠償負担額(区分)

| 区 分 |                   | 損 害 額     | 負 担 区 分        |                |
|-----|-------------------|-----------|----------------|----------------|
|     |                   |           | 市<br>過失割合 100% | 相手方<br>過失割合 0% |
| 相手方 | 治療費<br>通院費<br>慰謝料 | 844,803 円 | 844,803 円      | 0 円            |

#### 7 事故現場見取図



#### 提案理由

交通事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。



指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
飯塚市リサイクルプラザ工房棟
- 2 指定管理者となる団体  
福岡県飯塚市花瀬32番地1  
株式会社 トキワビル商会  
代表取締役 斎藤 正宏
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間  
令和8年4月1日～令和13年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 施設の概要

- (1) 施設名称 飯塚市リサイクルプラザ工房棟
- (2) 所在地 飯塚市吉北118番地2
- (3) 開設時期 平成10年
- (4) 規模構造 構造 鉄骨造平家建  
床面積 618.25㎡  
施設内容 展示室、遊戯室、修理工房、研修室、  
実習室、リサイクル石けん実習室
- (5) 業務内容
  - ア 施設の運営に関する業務
    - (ア) 利用者へのサービスに関する業務
    - (イ) 活動の場及び資料の提供
    - (ウ) 環境保全情報提供事業
  - イ 施設の管理に関する業務
    - (ア) 建築物の保守管理業務
    - (イ) 設備の保守管理業務等
  - ウ 環境教育に関する業務
    - (ア) 体験・学習教室開催事業
    - (イ) リサイクル活動促進事業等
  - エ その他の業務
    - (ア) 工房棟の設置目的の達成に必要な事業
    - (イ) 指定期間終了時の事務引継ぎ等

2 指定管理者となる団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和56年6月15日
- (2) 主な提案業務内容
  - ア サービス向上のための安全対策
    - (ア) 有資格者による安全点検
    - (イ) リスクアセスメントの実施
    - (ウ) 救急箱・AEDの設置

イ 利用促進のための方策

- (ア) 施設広報誌の発行による情報発信
- (イ) 利用者(ターゲット)を踏まえた効果的な宣伝
- (ウ) ホームページのリニューアルによる利用促進

ウ 地域貢献の方策

- (ア) 地域や周辺施設・団体との積極的な交流の強化
- (イ) 飯塚市シルバー人材センターとの連携強化

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

11,628千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(700点満点)

| 団体名          | 評価点  |
|--------------|------|
| 株式会社 トキワビル商会 | 528点 |

指定管理者の指定(飯塚市幸袋交流センター)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
飯塚市幸袋交流センター
- 2 指定管理者となる団体  
福岡県飯塚市目尾1020番地1飯塚市幸袋交流センター  
一般社団法人 幸袋まちまちづくり協議会  
会長 久田 幸子
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間  
令和8年4月1日～令和11年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 施設の概要

- (1) 施設名称 飯塚市幸袋交流センター
- (2) 所在地 飯塚市目尾1020番地1
- (3) 開設時期 令和5年4月
- (4) 規模構造 構造 鉄筋コンクリート造2階建て  
敷地面積 4,379.82㎡  
延床面積 980.97㎡
- 施設内容 1階施設 第1研修室  
2階施設 第2～第5研修室、調理実習室、和室1～2号  
附属施設 駐車場55台

(5) 業務内容

ア 交流センター事業に関する業務

- (ア) 市民の交流に関する業務
- (イ) 地域活性化に関する業務
- (ウ) まちづくりに関する業務
- (エ) 生涯学習の推進に関する業務
- (オ) 上記に掲げるもののほか、交流センター設置の目的達成に必要な公益的事業

イ 施設の利用に関する業務

- (ア) 利用許可及び利用料徴収等に関する業務
- (イ) 利用統計に関する業務
- (ウ) 利用者が希望する場合のインボイス対応の領収書の発行業務

ウ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 建築物の保守管理業務
- (イ) 設備の維持管理業務

エ その他の業務

- (ア) 各種業務に関する記録、報告書の作成
- (イ) 交流センターにおける自主事業又は提案事業
- (ウ) 文書等の管理・保存
- (エ) 指定期間終了時の事務引継ぎ等

## 2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成25年3月28日(法人設立年月日：令和7年7月1日)

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

### ア 管理運営の具体的方法

(ア) 安全性、施設の状態などを確認するための日常的な点検

(イ) 定期的な自己評価

(ウ) 業務プロセスの改善などを行うための第三者機関の設置

### イ サービス向上のための方策

(ア) 施設の快適性の確保

(イ) 利用者ニーズの調査と結果の活用

(ウ) 多様な分野に対応したプログラムの提供

(エ) 適切な研修による職員の教育と能力向上

### ウ 利用促進のための方策

(ア) SNS等を活用して各種イベント等の情報発信

(イ) 地域店舗の協力によるチラシでの啓発

(ウ) 特定の利用者層への事業提供

(エ) 高齢者向けの事業など様々な利用者層に対応できる事業の提供

### エ 利用者の声の把握及び反映の方策

(ア) 利用者アンケートの実施

(イ) 利用者代表者等との意見交換の実施

(ウ) 地域の特性に合わせた事業の実施

### オ 地域貢献の方策

(ア) 地域との連携

(イ) 地域レベルのまちづくり活動推進

(ウ) 防災機能の充実

## 3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

非公募

(理由)

交流センターは、飯塚市交流センター条例第1条において「市民の交流、生涯学習の推進及び地域の活性化の拠点施設として設置する」とさ

れ、第3条において、①市民の交流に関する事業、②地域活性化に関する事業、③まちづくりに関する事業及び④生涯学習の推進に関する事業をセンターで行うこととしており、貸館のみを主たる機能とする公共施設ではなく、拠点施設として自ら発信し、地域の活性化につながる事業を実施する機能を有する公共施設として位置付けられている。

上記の機能を効果的に発揮するには、自治会や各種団体など地域の団体との連携や情報の共有、地域の抱える課題を把握することなどが重要である。

一般社団法人幸袋まちまちづくり協議会は、飯塚市協働のまちづくり推進条例第2条第6号の定義に示される「市内12地区に設置された交流センターを拠点として、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会」で地区に唯一の協議会であり、第7条の役割に示される「地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努める」という活動を日々実施している。

以上のことから、指定管理者として、貸館や維持管理だけではない拠点施設としての機能を十分に発揮し、市民の交流や地域活性化という目的を達成する能力を持ち合わせているのは、当該協議会以外にはないことから、公募によらずに選定した。

#### 4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

28,957千円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 5 選定評価結果(960点満点)

| 団体名                 | 評価点  |
|---------------------|------|
| 一般社団法人 幸袋まちまちづくり協議会 | 746点 |

指定管理者の指定(飯塚市二瀬交流センター)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
飯塚市二瀬交流センター
- 2 指定管理者となる団体  
福岡県飯塚市横田809番地  
一般社団法人 二瀬まちづくり協議会  
会長 吉岡 修一
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間  
令和8年4月1日～令和11年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。



1 施設の概要

- (1) 施設名称 飯塚市二瀬交流センター
- (2) 所在地 飯塚市横田809番地
- (3) 開設時期 令和4年4月
- (4) 規模構造
  - 構造 鉄筋コンクリート造2階建て
  - 敷地面積 4,878.91㎡
  - 延床面積 1,258.5㎡
  - 施設内容
    - 1階施設 第1～2研修室、会議室
    - 2階施設 第3～6研修室、調理実習室、和室1～2号
    - 附属施設 駐車場72台

(5) 業務内容

ア 交流センター事業に関する業務

- (ア) 市民の交流に関する業務
- (イ) 地域活性化に関する業務
- (ウ) まちづくりに関する業務
- (エ) 生涯学習の推進に関する業務
- (オ) 上記に掲げるもののほか、交流センター設置の目的達成に必要な公益的事業

イ 施設の利用に関する業務

- (ア) 利用許可及び利用料徴収等に関する業務
- (イ) 利用統計に関する業務
- (ウ) 利用者が希望する場合のインボイス対応の領収書の発行業務

ウ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 建築物の保守管理業務
- (イ) 設備の維持管理業務

エ その他の業務

- (ア) 各種業務に関する記録、報告書の作成
- (イ) 交流センターにおける自主事業又は提案事業
- (ウ) 文書等の管理・保存
- (エ) 指定期間終了時の事務引継ぎ等

## 2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成24年8月1日(法人設立年月日：令和7年7月1日)

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

ア 適切な施設管理運営業務(運営方針の4つの柱)

(ア) 施設利用の公平性・安全性の確保

(イ) 設置目的に即した運営の実施

(ウ) 効果の最大化、経費の節減の実現

(エ) 安定的な管理体制の構築

イ サービス向上のための方策

(ア) 施設利用ちらし作成、始業前点検シートを用いた館内の定期巡回

(イ) 外部からの視点を活用した運営状況の確認

ウ 利用促進のための方策

(ア) インターネット関連の情報ツールの活用

(イ) 現利用者の口コミの活用

(ウ) 近隣の小中学校や大学との連携強化

エ 利用者の声の把握及び反映の方策

(ア) 「ご意見箱」の設置、利用者アンケートの実施

(イ) 様々な会議体での協議

(ウ) 利用者からの直接ヒアリング

オ 地域貢献の方策

(ア) まちづくりや地域活動に関するニーズを把握しやすい利点を生かして  
地域や他施設等との連携

カ その他

(ア) 二瀬地区住民の方の「身近な相談の拠点」機能

(イ) 市への迅速な情報伝達と地域課題の早期発見・解決を図ること

## 3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

非公募

(理由)

交流センターは、飯塚市交流センター条例第1条において「市民の交流、生涯学習の推進及び地域の活性化の拠点施設として設置する」とさ

れ、第3条において、①市民の交流に関する事業、②地域活性化に関する事業、③まちづくりに関する事業及び④生涯学習の推進に関する事業をセンターで行うこととしており、貸館のみを主たる機能とする公共施設ではなく、拠点施設として自ら発信し、地域の活性化につながる事業を実施する機能を有する公共施設として位置付けられている。

上記の機能を効果的に発揮するには、自治会や各種団体など地域の団体との連携や情報の共有、地域の抱える課題を把握することなどが重要である。

一般社団法人二瀬まちづくり協議会は、飯塚市協働のまちづくり推進条例第2条第6号の定義に示される「市内12地区に設置された交流センターを拠点として、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会」で地区に唯一の協議会であり、第7条の役割に示される「地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努める」という活動を日々実施している。

以上のことから、指定管理者として、貸館や維持管理だけではない拠点施設としての機能を十分に発揮し、市民の交流や地域活性化という目的を達成する能力を持ち合わせているのは、当該協議会以外にはないことから、公募によらずに選定した。

#### 4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

31,754千円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### 5 選定評価結果(960点満点)

| 団体名               | 評価点  |
|-------------------|------|
| 一般社団法人 二瀬まちづくり協議会 | 759点 |

指定管理者の指定(飯塚市新産業創出支援センター)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
飯塚市新産業創出支援センター
- 2 指定管理者となる団体  
福岡県飯塚市幸袋526番地1  
株式会社 福岡ソフトウェアセンター  
代表取締役 高倉 孝
- 3 指定管理者に管理を行わせようとする期間  
令和8年4月1日～令和13年3月31日

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 1 施設の概要

- |     |      |                |                     |
|-----|------|----------------|---------------------|
| (1) | 施設名称 | 飯塚市新産業創出支援センター |                     |
| (2) | 所在地  | 飯塚市幸袋576番地14   |                     |
| (3) | 開設時期 | 平成15年          |                     |
| (4) | 規模構造 | 構造             | 鉄骨造3階建て             |
|     |      | 敷地面積           | 4,574m <sup>2</sup> |
|     |      | 延床面積           | 2,052m <sup>2</sup> |
|     | 施設内容 | 入居施設           | 企業誘致室、育成支援室、研究開発室   |
|     |      | 共用施設           | ミーティングルーム、研修室       |
|     |      | 開放施設           | 交流ホール、リフレッシュコーナー    |
|     |      | 附属施設           | 駐車場84台              |

## (5) 業務内容

### ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 施設の周知に関すること
- (イ) 入居企業支援に関すること
- (ウ) 使用料の徴収に関すること
- (エ) 電気使用料の徴収に関すること

### イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (ア) 設備機器類に関する保守点検に関すること
- (イ) 施設の補修・修繕や部品交換に関すること
- (ウ) 備品の維持管理に関すること
- (エ) 衛生管理に関すること
- (オ) 駐車場の維持管理に関すること
- (カ) その他施設の維持管理に関すること

### ウ 施設の利用に関する業務

- (ア) 来館者への応接、施設の案内及び電話による問合せへの対応
- (イ) 施設利用者の円滑な施設・備品等の利用に関すること
- (ウ) 施設利用者からの苦情・要望に対する対応
- (エ) その他施設の利用に関すること

エ その他の業務

(ア) 市への業務報告

(イ) 指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等の管理・保存

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成4年4月17日

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

ア 施設の適切な管理運営

(ア) 常駐職員1名を含む8名のチーム体制による管理運営の実施

(イ) 施設・設備・備品等の保守管理及び円滑な利用に向けた利用者への十分な説明・助言等の実施

(ウ) 施設内外を常に清潔に保ち、快適なビジネス環境の提供

(エ) 利用者等による苦情・要望に対する連絡体制の整備、速やかな適切な対応

イ 施設の利用促進に向けたPR

(ア) ホームページ上での施設のPR

(イ) 入居条件に適する企業への積極的な施設紹介

ウ 施設の入居企業への支援

(ア) 他企業との交流会を開催し、企業間ネットワーク構築を支援

(イ) 入居企業との協業促進により入居企業の経営を支援

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

11,166千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(700点満点)

| 団体名               | 評価点  |
|-------------------|------|
| 株式会社 福岡ソフトウェアセンター | 519点 |

## 市道路線の廃止

次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

## 提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議決を求めるものである。

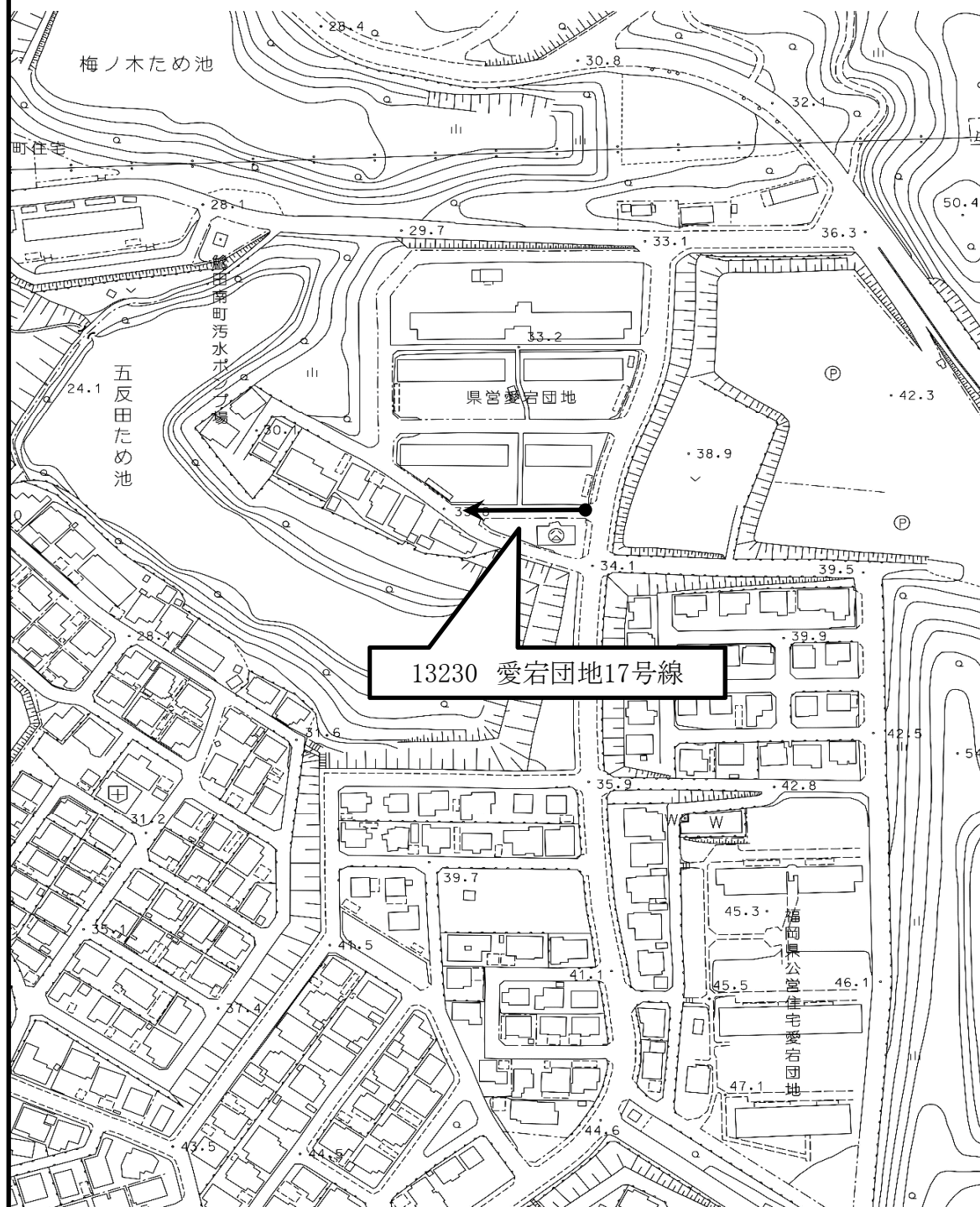
## 市道廃止路線明細

| 一連<br>番号 | 路線<br>番号 | 路線名        | 起点             | 終点             | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) | 図面<br>番号 |
|----------|----------|------------|----------------|----------------|-----------|-----------|----------|
| 1        | 13230    | 愛宕団地 17 号線 | 鯉田 2517-142 地先 | 鯉田 2517-142 地先 | 6.2       | 52.5      | No. 1    |
|          |          |            |                | 合 計            |           | 52.5      |          |



# 市道廃止路線図

No. 1



市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

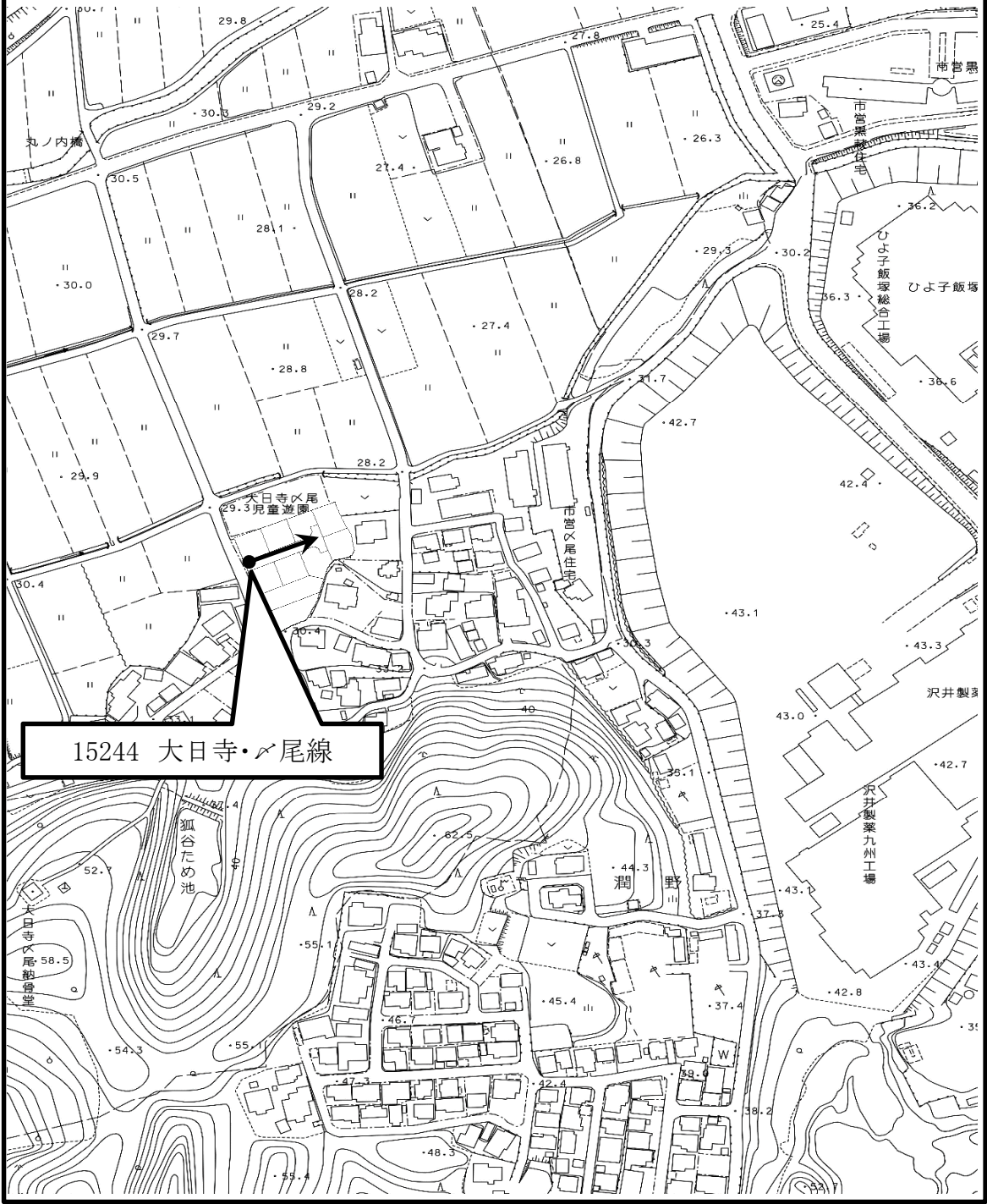
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

| 一連<br>番号 | 路線<br>番号 | 路線名         | 起点           | 終点           | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) | 図面<br>番号 |
|----------|----------|-------------|--------------|--------------|-----------|-----------|----------|
| 1        | 15244    | 大日寺・ノ尾線     | 大日寺 68-12 地先 | 大日寺 68-17 地先 | 7.4       | 42.0      | No. 1    |
| 2        | 33607    | 忠隈・深町 2 号線  | 忠隈 700-1 地先  | 忠隈 347-15 地先 | 6.5       | 200.5     | No. 2    |
| 3        | 33608    | 忠隈・深町 3 号線  | 忠隈 347-1 地先  | 忠隈 348-16 地先 | 6.6       | 108.8     | No. 2    |
| 4        | 43450    | 綱分・関ノ山 4 号線 | 綱分 528-9 地先  | 綱分 528-1 地先  | 6.9       | 38.9      | No. 3    |
|          |          |             |              | 合 計          |           | 390.2     |          |

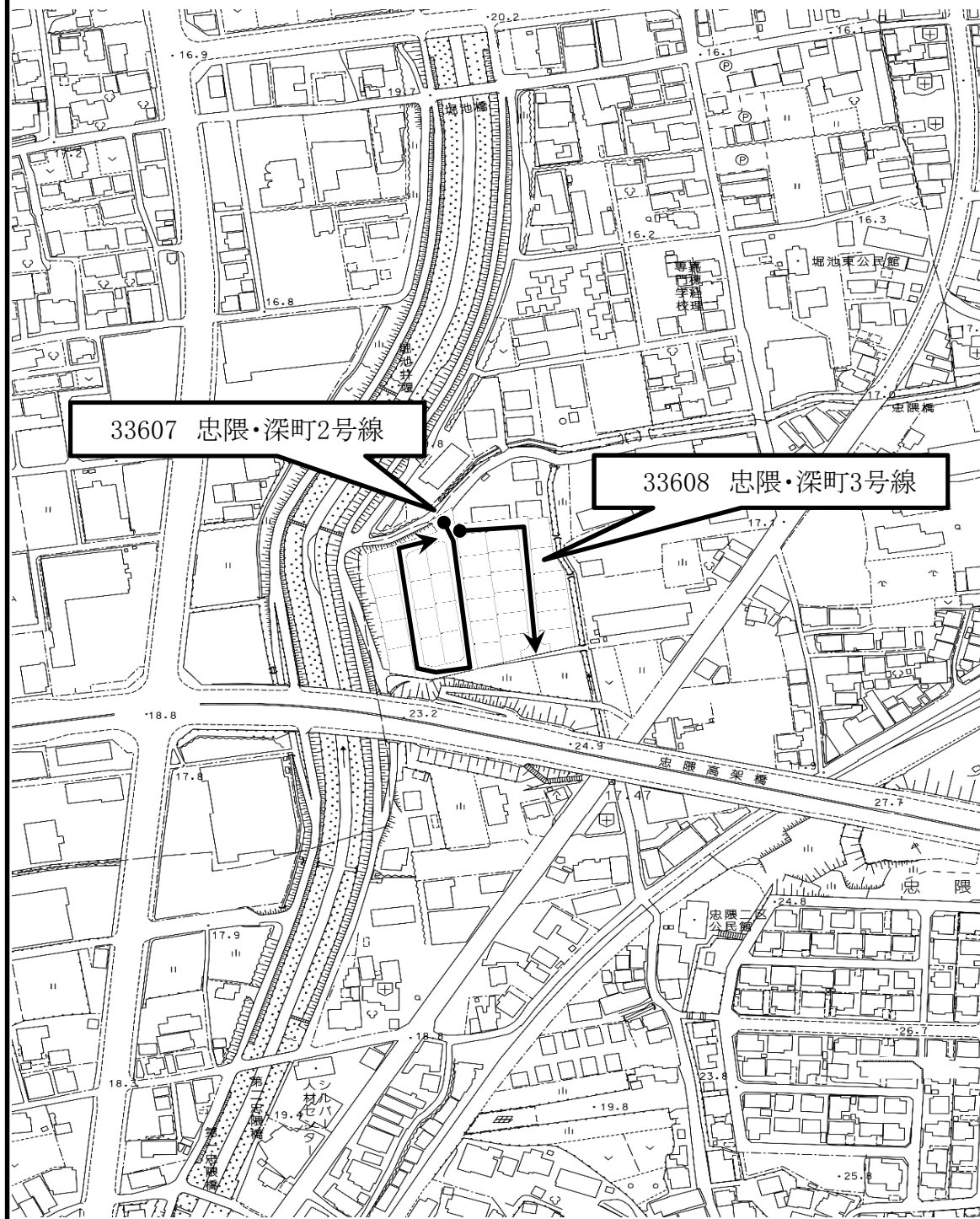
## 市道認定路線図

No. 1



# 市道認定路線図

No. 2



# 市道認定路線図

No. 3





令和6年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一



令和6年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度飯塚市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一



令和6年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度飯塚市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度飯塚市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度飯塚市立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和7年8月18日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 26,000円

1 事故発生の日時、場所

令和6年11月16日(土)午後10時00分頃

飯塚市天道地内

2 事故の概要

相手方が大將陣公園の道路を走行中、道路上のマンホールを通過した際、当該マンホール周辺にできた段差により相手方車両のオイルパンを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両オイルパン損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市50%、相手方50%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として26,000円を相手方に支払う。

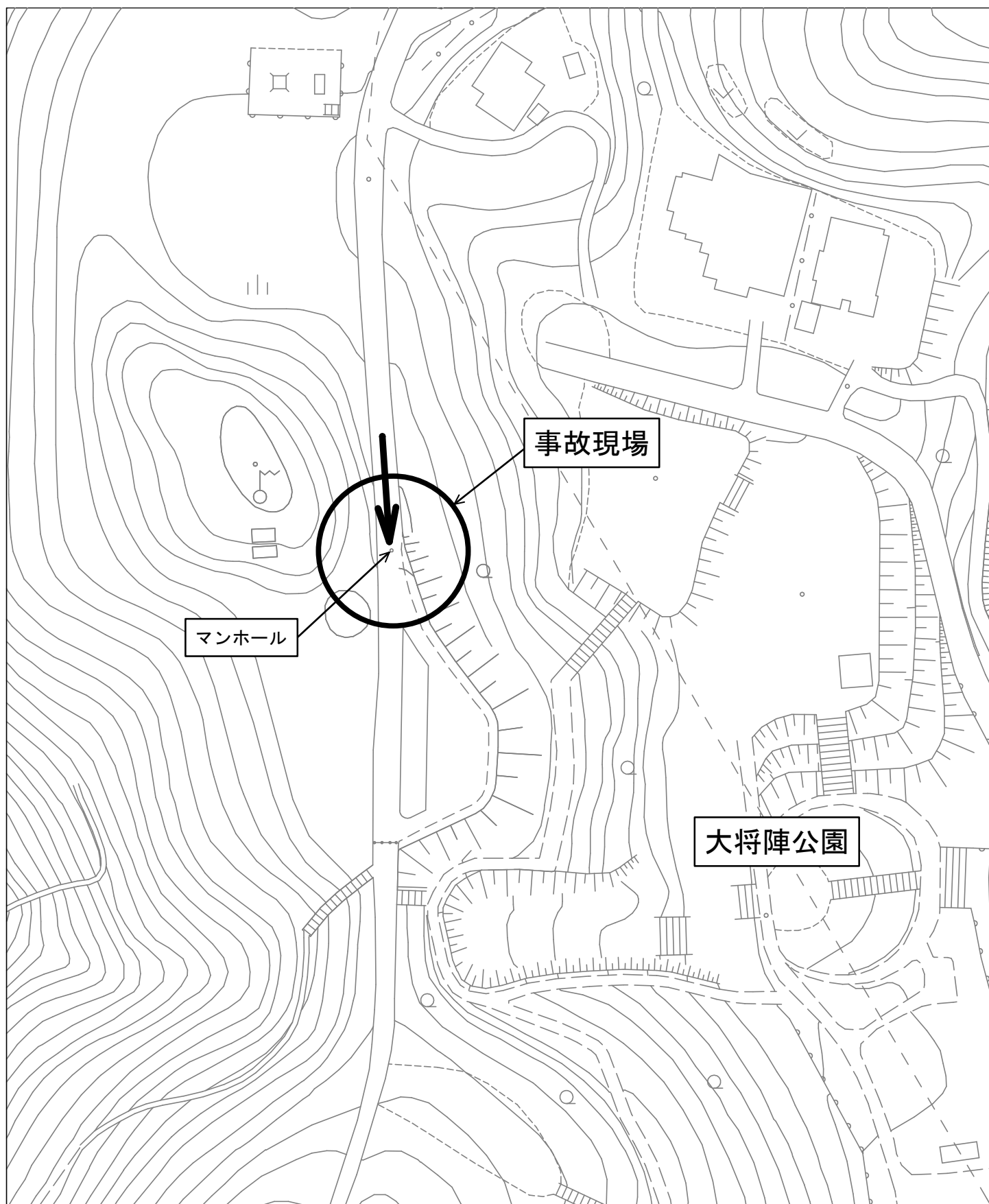
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

| 区 分 |       | 損 害 額   | 負 担 区 分      |                |
|-----|-------|---------|--------------|----------------|
|     |       |         | 市<br>過失割合50% | 相手方<br>過失割合50% |
| 相手方 | 車両修繕料 | 52,000円 | 26,000円      | 26,000円        |

6 事故現場見取図 別紙のとおり

## 事故現場見取図



## 令和6年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月5日提出

飯塚市長 武 井 政 一

## 健全化判断比率

(単位：％)

|          | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------|--------|----------|---------|--------|
| 令和6年度算定値 | —      | —        | 7.2     | —      |
| 早期健全化基準  | 11.61  | 16.61    | 25.0    | 350.0  |
| 財政再生基準   | 20.00  | 30.00    | 35.0    |        |

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示

## 公営企業の資金不足比率

(単位：％)

|                 | 資金不足比率 |
|-----------------|--------|
| 飯塚市水道事業会計       | —      |
| 飯塚市工業用水道事業会計    | —      |
| 飯塚市立病院事業会計      | —      |
| 飯塚市下水道事業会計      | —      |
| 飯塚市地方卸売市場事業特別会計 | —      |
| 飯塚市農業集落排水事業特別会計 | —      |
| 飯塚市工業用地造成事業特別会計 | —      |

※資金不足額がない場合は「—」で表示